みんなで知ろう！私たちの医療！ その1

～保存していますか、実は貴 重な診療明細書～

2010年度の診療報酬改定で無料発行が原則義務化された診療明細書。領収証とともに医療機関などの窓口で発行される診療明細書は、患者が納得して医療を受けるために大きな役割を果たしています。本誌では2回に分け、診療明細書の役割や、連合の取り組みについて紹介します。

（監修：連合 生活福祉局）

かつては、領収証すらもらえなかった?!

～明細書がもらえるようになるまでヒストリー～

スタート 1997年

医療機関による不正請求が3222億円(1995年度)にのぼったことが明らかに。連合は医療機関にかかったらそのつど領収証をもらう運動を開始。

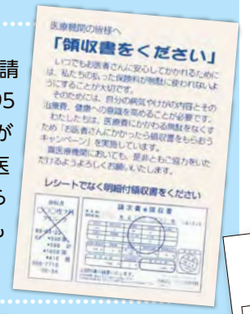

2006年 連合の取り組みにより

患者の申し出があった場合に医療内容がわかる**"領収証"の発行が義務化**

2010年 連合の取り組みにより

患者の申し出があった場合の**"明細書"発行が義務化**

2018年

全患者への無料発行を全病院で**完全義務化**。診療所でも原則義務化。

～似ているようで違う 明細書と領収証～

＼比べてみると…／

明細書

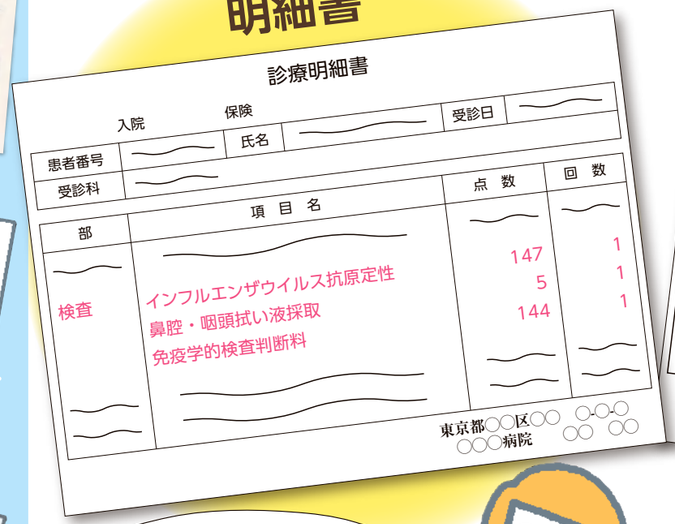

領収証

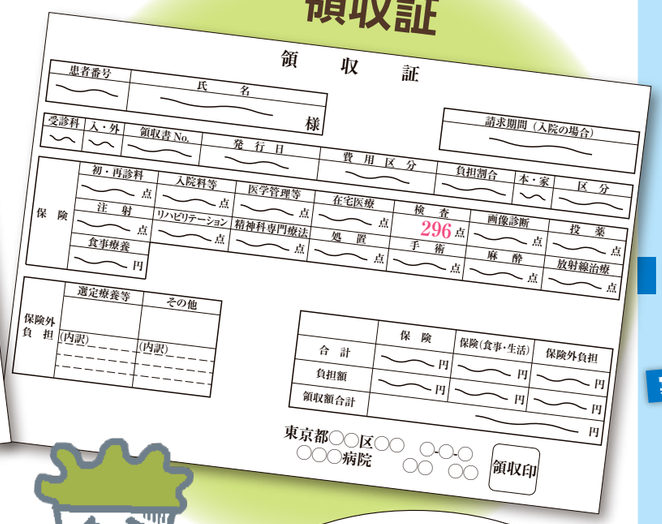

明細書があると！

もしものときの証拠にも！

薬品などの副作用情報が発表されたとき、自分が服用していたかがわかります。

実際にこんなことが…

1990年、勝村久司さんは、知らない間に使われた陣痛促進剤の被害で、自身の子どもを失いました。当時は明細書がなく、使われた薬を知ることができませんでした。

私のケースの他にも、手術中に使われた血液製剤による薬害肝炎の被害者なのに、当時は明細書がなく投薬証明ができない人がいました。

連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員
勝村久司さん

受けた医療が適正かわかる！

自分が支払った医療費が適正かどうか、確認できます。

実際にこんなことが…

2014年、鳥取県立厚生病院が患者の治療の優先度を判断する「院内トリアージ」の診療報酬を誤って請求していることが明細書から発覚。その後、他病院でも同じ誤請求が発覚し、多くの患者に返金されました。

同様の誤った請求や不正請求は、他にも起こっている可能性が！自分の明細書もしっかり確認しましょう！

だから明細書は大切です

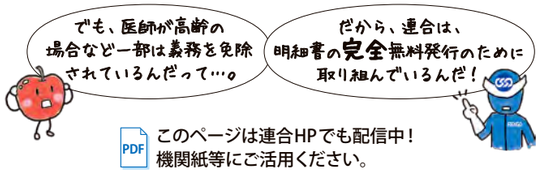

このページは連合HPでも配信中！
機関紙等にご活用ください。

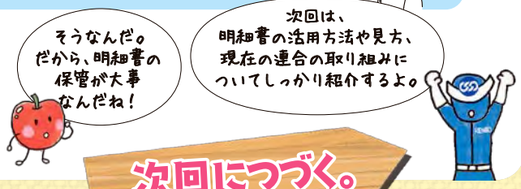

次回につづく。